

# 回 議 用 紙

決裁区分		公開の可否	根拠条文		保存年限
区長（甲）		一部公開	区政執行情報審議等の妨げ （第9条（4）ウ）		長期
起 案 者	組 織	生涯スポーツ課		起 案	施行・取扱上の注意
	氏 名	石川 昌		平成27年 1月30日 <small>決 裁 （事案完了）</small>	
				施 行	26葛教ヌ第479号
（回議先）					
決裁 区長		葛飾区 青木 克徳			
決裁 副区長		葛飾区 寛 晃一			
協議 係長		秘書課 秘書担当係 石崎 久士			
合議 部長		総務部 内山 利之			
審査 課長		総務課 小花 高子			
審査 係長		総務課 法規担当係 小岩井 清隆			
審査 主事		総務課 法規担当係 今関 政治			
審査 主事		総務課 法規担当係 戸井田 直樹			
合議 部長		政策経営部 深井 祐子			
合議 課長		政策企画課 小林 宣貴			
合議 係長		政策企画課企画担当係 大倉 義雄			
合議 主査		政策企画課企画担当係 矢内 健二			
決裁 教育長		葛飾区 塩澤 雄一			
決裁 次長		教育委員会 前田 正憲			
決裁 課長		スポーツ課 竹嶋 和也			
決裁 係長		スポーツ課管理係 勝目 雅智			
<b>件名</b>					
FCBEScola KATSUSHIKA実施に関する協定の締結及びFCBエスコラキャンプ実施に係る覚書の廃止について					
このことについて、次のとおり締結及び廃止してよろしいか伺います。					
1 理由					
葛飾区と一般財団法人キッズチャレンジ未来とは、FCBエスコラキャンプ実施に係る覚書（平成25年1月31日付24葛政第456号）を平成25年1月31日に締結した。					

その後、一般財団法人キッズチャレンジ未来は、平成25年4月から平成26年4月まで
キャンプを実施してきた。
今回、平成27年4月からスクール行う目途がついたことから、別添のとおり一般
財団法人キッズチャレンジ未来とFCBEscola KATSUSHIKA実施に関する協定を締結す
ることとしたしたい。
また、双方協議の上、FCBエスコラキャンプ実施に係る覚書（平成25年1月31日付
24葛政政第456号）を廃止することとしたしたい。
2 協定書（案）
別添のとおり
3 覚書
別添のとおり

# (案)

## FCBEscola KATSUSHIKA 実施に関する協定書

葛飾区（以下「甲」という。）と一般財団法人キッズチャレンジ未来（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、FCBEscola KATSUSHIKA（以下「FCB葛飾」という。）を通じて、甲及び乙が相互に協力して葛飾区のスポーツの振興及び地域活性化を図ることを目的として、FCB葛飾が第2条に規定する多目的広場の使用申請及び第3条に規定する第二管理棟の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 FCB葛飾とは、葛飾区においてサッカーの普及と指導を目的とし、FCバルセロナのサッカー哲学に基づいたトレーニングメソッドを学ぶことができる乙が実施するサッカーアカデミーをいう。

### （多目的広場の使用）

第2条 乙は、FCB葛飾の実施のための葛飾区東金町運動場東金町多目的広場（東京都葛飾区東金町八丁目27番1号。以下「多目的広場」という。）の使用申請について、葛飾区体育施設条例施行規則（平成18年葛飾区教育委員会規則第20条）第6条第3項ただし書の規定により、同項に規定する申請期間前に行うことができるものとする。

### （第二管理棟の使用）

第3条 乙は、FCB葛飾を実施するに当たり、東金町運動場第二管理棟（以下「第二管理棟」という。）を使用することに関し、教育委員会と賃貸借契約を締結することができる。

### （スポーツの振興及び地域活性化策の実施）

第4条 甲及び乙は、第1条に規定する目的を達成するためのスポーツ振興策及び地域活性化策を連携及び協働して行うものとし、その実施に当たっては、甲及び乙で協議するものとする。

### （有効期間等）

第5条 本協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、本協定を締結した日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の日の3箇月前までに、甲又は乙のいずれからも本協定の更新を拒絶する申出がない場合は、有効期間を1年間

# (案)

更新するものとし、その後も同様とする。

- 2 前項ただし書の規定による更新拒絶の申出をする場合は、甲又は乙は、文書にて通知をしなければならない。

(定めのない事項)

- 第6条 この協定書に定めのない事項又は双方に疑義の生じた事項については、甲及び乙で協議の上、定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年●月●日

甲 東京都葛飾区立石五丁目13番1号  
葛飾区  
葛飾区長 青木 克徳

乙 東京都葛飾区四つ木三丁目20番3号  
一般財団法人キッズチャレンジ未来  
代表理事 秋元 雅義



## 覚 書

葛飾区（以下「甲」という。）と一般財団法人キッズチャレンジ未来（以下「乙」という。）は、乙が実施するFCBエスコラキャンプ（以下「キャンプ」という。）の実施を契機に、甲乙が相互に協力してスポーツの振興及び地域活性化を図ることを目的として、以下のとおり覚書を取り交わす。

### （キャンプ実施場所）

第1条 キャンプの実施場所は、葛飾区東金町運動場多目的広場（東京都葛飾区東金町八丁目27番1号）（以下「多目的広場」という。）とする。

### （多目的広場の使用）

第2条 乙は、キャンプ実施のための多目的広場の使用に関し、葛飾区体育施設条例施行規則（平成18年教育委員会規則第20号）第6条第3項ただし書きの規定に基づき使用申請するものとする。

2 乙は、多目的広場の使用に関し、葛飾区体育施設条例（昭和59年葛飾区条例第5号）第16条の規定により利用料金を支払うものとする。

### （第二管理棟の使用）

第3条 乙は、キャンプの実施に伴う東金町運動場第二管理棟（以下「第二管理棟」という。）の使用に関し、葛飾区教育委員会が定める方法により、使用申請の手続きを行うものとする。

2 乙は、第二管理棟の使用に関し、教育委員会と賃貸借契約を結ぶものとする。

### （スポーツの振興及び地域活性化策の実施）

第4条 甲と乙は、相互に協力してスポーツの振興及び地域活性化を図るものとする。

2 スポーツの振興及び地域活性化策の実施にあたり、連携・協働する内容については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

### （定めのない事項）

第5条 この覚書に定めのない事項又は双方に疑義の生じた事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この覚書取り交わしの証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年1月31日

甲 東京都葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区

葛飾区長 青木 克徳



乙 東京都葛飾区四つ木三丁目20番4号

一般財団法人キッズチャレンジ未来

代表理事 秋元 雅義



## FCB Escola KATSUSHIKA 実施に関する協定書

葛飾区（以下「甲」という。）と一般財団法人キッズチャレンジ未来（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、FCB Escola KATSUSHIKA（以下「FCB葛飾」という。）を通じて、甲及び乙が相互に協力して葛飾区のスポーツの振興及び地域活性化を図ることを目的として、FCB葛飾が第2条に規定する多目的広場の使用申請及び第3条に規定する第二管理棟の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 FCB葛飾とは、葛飾区においてサッカーの普及と指導を目的とし、FCバルセロナのサッカー哲学に基づいたトレーニングメソッドを学ぶことができる乙が実施するサッカーアカデミーをいう。

### （多目的広場の使用）

第2条 乙は、FCB葛飾の実施のための葛飾区東金町運動場東金町多目的広場（東京都葛飾区東金町八丁目27番1号。以下「多目的広場」という。）の使用申請について、葛飾区体育施設条例施行規則（平成18年葛飾区教育委員会規則第20号）第6条第3項ただし書の規定により、同項に規定する申請期間前に行うことができるものとする。

### （第二管理棟の使用）

第3条 乙は、FCB葛飾を実施するに当たり、東金町運動場第二管理棟（以下「第二管理棟」という。）を使用することに関し、教育委員会と賃貸借契約を締結することができる。

### （スポーツの振興及び地域活性化策の実施）

第4条 甲及び乙は、第1条に規定する目的を達成するためのスポーツ振興策及び地域活性化策を連携及び協働して行うものとし、その実施に当たっては、甲及び乙で協議するものとする。

### （有効期間等）

第5条 本協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、本協定を締結した日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の日の3箇月前までに、甲又は乙のいずれから本協定の更新を拒絶する申出がない場合は、有効期間を1年間

更新するものとし、その後も同様とする。

2 前項ただし書の規定による更新拒絶の申出をする場合は、甲又は乙は、文書にて通知をしなければならない。

(定めのない事項)

第6条 この協定書に定めのない事項又は双方に疑義の生じた事項については、甲及び乙で協議の上、定めるものとする。

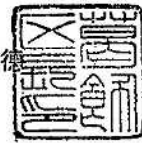
この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年1月30日

甲 東京都葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区

葛飾区長 青木 克 徳



乙 東京都葛飾区四つ木三丁目20番3号

一般財団法人キッズチャレンジ

代表理事 秋元 雅 壽





## 履歴事項全部証明書

東京都葛飾区四つ木三丁目20番3号  
一般財団法人キッズチャレンジ未来

会社法人等番号	0118-05-002133		
名称	一般財団法人キッズチャレンジ未来		
主たる事務所	東京都葛飾区四つ木三丁目20番4号		
	東京都葛飾区四つ木三丁目20番3号	平成25年 6月 7日移転	平成25年 6月25日登記
法人の公告方法	官報に掲載してする。		
法人成立の年月日	平成23年10月12日		
目的	<p>この法人は、「世界」という視点に立ち、子どもが人々の国際理解を促進し、社会を通して、「人」としての感性・知性・行動力を身に付け、多くの人たちとつながりより広い世界に目を向けることのできる未来の主役である子どもが育成できる社会を主要な事業とし、これに関連する企業・行政・団体の活動や社会支援・活動を行うことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業</li> <li>2. 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業</li> <li>3. 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業</li> <li>4. 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業</li> <li>5. 文化及び芸術の振興を目的とする事業</li> <li>6. 広告事業</li> <li>7. その他前各号に関連する事業</li> </ol>		
役員に関する事項	評議員	浦岡 秀次	平成27年 8月31日重任
			平成28年 2月22日登記
	評議員	浦岡 秀次	令和 1年 8月31日重任
			令和 3年 9月21日登記
			令和 5年 8月31日退任
			令和 5年10月10日登記



東京都葛飾区四つ木三丁目20番3号  
 一般財団法人キッズチャレンジ未来

評議員	柳 富 治	平成27年 8月31日兼任 平成28年 2月22日登記
評議員	柳 富 治	令和 1年 8月31日兼任 令和 3年 9月21日登記 令和 5年 8月31日兼任 令和 5年10月10日登記
評議員	丸 山 銀 一	平成27年 8月31日兼任 平成28年 2月22日登記
評議員	丸 山 銀 一	令和 1年 8月31日兼任 令和 3年 9月21日登記
評議員	丸 山 銀 一	令和 5年 8月31日兼任 令和 5年10月10日登記
評議員	林 茂 雄	令和 3年 8月31日兼任 令和 3年 9月21日登記 令和 5年 8月31日兼任 令和 5年10月10日登記
評議員	出 口 良 行	令和 5年 8月31日兼任 令和 5年10月10日登記
評議員	市 川 和 雄	令和 5年 8月31日兼任 令和 5年10月10日登記

東京都葛飾区四つ木三丁目20番3号  
 股財団法人キッズチャレンジ未来

	東京都葛飾区四つ木三丁目20番3号 代表理事 秋元雅義	平成29年 8月31日重任 平成29年12月 4日登記
	東京都葛飾区四つ木三丁目20番3号 代表理事 秋元雅義	令和 1年 8月31日重任 令和 3年 9月21日登記
	東京都葛飾区四つ木三丁目20番3号 代表理事 秋元雅義	令和 3年 8月31日重任 令和 3年 9月21日登記
	東京都葛飾区四つ木三丁目20番3号 代表理事 秋元雅義	令和 5年 8月31日重任 令和 5年10月10日登記
	理事 秋元雅義	平成29年 8月31日重任 平成29年12月 4日登記
	理事 秋元雅義	令和 1年 8月31日重任 令和 3年 9月21日登記
	理事 秋元雅義	令和 3年 8月31日重任 令和 3年 9月21日登記
	理事 秋元雅義	令和 5年 8月31日重任 令和 5年10月10日登記
	理事 矢口博視	平成29年 8月31日重任 平成29年12月 4日登記
	理事 矢口博視	令和 1年 8月31日重任 令和 3年 9月21日登記
		令和 3年 8月31日退任 令和 3年 9月21日登記

東京都葛飾区四つ木三丁目20番3号  
 一般財団法人キッズチャレンジ未来

理事	吉岡杜秀	平成29年 8月31日重任
		平成29年12月 4日登記
理事	吉岡杜秀	令和 1年 8月31日重任
		令和 3年 9月21日登記
理事	池谷勝之	令和 3年 8月31日退任
		令和 3年 9月21日登記
理事	池谷勝之	平成29年10月21日就任
		平成29年12月 4日登記
理事	池谷勝之	令和 1年 8月31日重任
		令和 3年 9月21日登記
理事	池谷勝之	令和 3年 8月31日退任
		令和 3年 9月21日登記
理事	池谷勝之	令和 3年 8月31日退任
		令和 3年10月10日登記
理事	出口良行	令和 3年 8月31日就任
		令和 3年 9月21日登記
		令和 5年 8月31日退任
		令和 5年10月10日登記
理事	山田晃広	令和 3年 8月31日就任
		令和 3年 9月21日登記
理事	山田晃広	令和 5年 8月31日重任
		令和 5年10月10日登記
理事	吉田宏平	令和 5年 8月31日就任
		令和 5年10月10日登記

東京都葛飾区四つ木三丁目20番3号  
 一般財団法人キッズチャレンジ未来

	監事 林 茂 雄	平成27年 8月31日重任
		平成28年 2月22日登記
	監事 林 茂 雄	令和 1年 8月31日重任
		令和 3年 9月21日登記
		令和 3年 8月31日解任
		令和 3年 9月21日登記
	監事 小林 菜 摘	令和 3年 8月31日就任
		令和 3年 9月21日登記
役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	この法人は、理事又は監事の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第98条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額が法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。	
登記簿に関する事項	平成23年10月12日登記	



これに登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

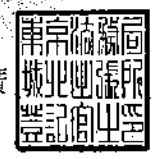
(東京法務局城北出張所管轄)

令和 6年 9月30日

東京法務局城北出張所

登記官

神 田 正 廣



## 閉鎖事項全部証明書

東京都葛飾区四つ木三丁目20番3号  
一般財団法人キッズチャレンジ未来

主たる事務所	東京都葛飾区四つ木三丁目20番4号		
役員に関する事項	評議員	山崎修英	平成27年 8月31日退任 平成28年 2月22日登記
	評議員	浦岡秀次	
	評議員	柳富治	
	評議員	柏崎裕紀	平成27年 8月31日退任 平成28年 2月22日登記
	東京都葛飾区四つ木三丁目20番4号 代表理事	秋元雅義	
	東京都葛飾区四つ木三丁目20番3号 代表理事	秋元雅義	平成25年 8月11日重任 平成26年 5月22日登記
	東京都葛飾区四つ木三丁目20番3号 代表理事	秋元雅義	平成27年 8月31日重任 平成28年 2月22日登記
	理事	秋元雅義	
	理事	秋元雅義	平成25年 8月11日重任 平成26年 5月22日登記
	理事	秋元雅義	平成27年 8月31日重任 平成28年 2月22日登記
理事	平林孝昭		



東京都葛飾区四つ木三丁目20番3号  
一般財団法人キッズチャレンジ未来

		平成25年 6月30日辞任
		平成26年 5月22日登記
理事	赤山 広幸	
理事	赤山 広幸	平成25年 8月11日重任
		平成26年 5月22日登記
		平成27年 8月31日退任
		平成28年 2月22日登記
理事	矢口 博 祝	
理事	矢口 博 祝	平成25年 8月11日重任
		平成26年 5月22日登記
理事	矢口 博 祝	平成27年 8月31日重任
		平成28年 2月22日登記
理事	角 田 均	平成25年 7月 1日就任
		平成26年 5月22日登記
理事	角 田 均	平成25年 8月11日重任
		平成26年 5月22日登記
理事	角 田 均	平成27年 8月31日重任
		平成28年 2月22日登記
		平成28年 8月31日辞任
		平成28年 8月31日登記
理事	吉岡 杜 秀	平成28年 8月31日就任
		平成28年 8月31日登記
監事	林 茂 雄	

東京都葛飾区四つ木二丁目20番3号  
一般財団法人キッズチャレンジ未来



これは登記簿に記載されている閉鎖された事項の全部であることを証明した書面である。

令和 6年10月 4日

東京法務局城北出張所  
登記官

神 田 正 廣



整理番号 ㊦243934

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

3 / 3